

白山市定住促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への定住を促進し、持続可能で活力あふれるまちづくりを推進するため、本市において住宅を新築し、又は購入する者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「借入金等」とは、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務（土地又は土地を使用するための権利の取得に係るものを除く。）で、償還期間が10年以上のものをいう。

(対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、本市において定住を目的として住宅を新築又は購入する者でこれらに係る借入金等を有し、かつ、本人又はその配偶者が第6条の規定による申請を行う日から遡って5年の間に市外に累計3年以上居住していた者とする。

(対象となる住宅)

第4条 奨励金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち自己の居住の用に供する戸建て住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅を含む。）で、建築後居住の用に供されたことのないもの
- (2) 専ら居住の用に供する部分の面積が100平方メートル以上280平方メートル以下であるもの
- (3) 住宅の敷地面積が原則として165平方メートル以上であるもの

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、住宅の新築又は購入に係る借入金等の額（この額が当該住宅に係る工事請負額又は購入額（土地等の取得に係るものを除く。）を超える場合は、当該工事請負額又は購入額に相当する額）の10パーセント

に相当する額以内の額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

- 2 前項の場合において、市街化区域内で住宅を新築し、又は購入する場合で、当該住宅の敷地面積が200平方メートル以上310平方メートル以下であるときは、奨励金の額は、80万円を限度とする。

（併用の禁止）

第5条の2 この告示による奨励金は、次に掲げる要綱による制度との併用はできないものとする。

- (1) 白山市白山ろく地域定住促進奨励金交付要綱（平成24年白山市告示第103号）
- (2) 白山市若年層定住促進奨励金交付要綱（平成25年白山市告示第92号）
- (3) 白山市三世代同居・近居促進事業補助金交付要綱（平成27年白山市告示第187号）

（計画の認定申請）

第6条 住宅を新築しようとする者で奨励金の交付を受けようとするものは、当該住宅の新築工事の着手前に、定住促進奨励金計画認定（変更・廃止）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

- (1) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し（第3条各号に掲げる要件に該当することが確認できるもの）
- (2) 付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 敷地面積及び居住面積が明らかになる計算書
- (4) 建築基準法第6条第4項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写し（都市計画区域内の建築物に限る。）
- (5) 借入金等を有することを証する書類の写し

（計画の認定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の対象となる計画であると認定したときは、定住促進奨励金計画認定（変更・廃止）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前条及び前項の規定は、認定を受けた計画の変更及び廃止について準用する。

(交付の申請及び実績報告)

第8条 前条の規定により奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けた者又は住宅を購入して奨励金の交付を受けようとする者は、当該奨励金の交付の対象となる住宅に居住した日から起算して3箇月を経過する日までに、定住促進奨励金交付申請（実績報告）書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 借入金等の額を証する書類の写し
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（都市計画区域内の建築物に限る。）
- (5) 市税を滞納していないことを証する書類
- (6) 誓約書（様式第4号）
- (7) 住宅を購入する者にあつては、第6条第2号及び第3号に掲げる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、定住促進奨励金交付決定（額の確定）通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、定住促進奨励金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付を受けた日から起算して5年以内に市外に転出し、又は奨励金の交付の対象である住宅を売却したとき。

2 市長は、奨励金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項の規定による計画を認定され、当該認定に係る住宅の建築工事に着手したものについては、なおその効力を有する。

附 則 (平成26年3月31日告示第107号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第110号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月27日告示第189号)

この告示は、公表の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年12月7日告示第268号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第138号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第129号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月14日告示第66号)

この告示は、令和4年3月1日から施行する。